



中小企業経営者に高い関心（コピーエフ主催のセミナーで）

# 中小ベンチャー企業にまで

## 受注入札時の「必要条件」にも

政府が来年1月の施行に向け準備を進める改正個人情報保護法（改正法）を受け、Pマークや情報セキュリティマネジメントシステム・ISMSの取得機運が高まっている。とりわけ中小企業やベンチャー企業で顕著のようだ。取得の有無が大手企業からの受注や官公庁入札時に「必要条件」となる可能性があるからだ。

2005年に施行された個人情報保護法では対象を「生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの」と、住所氏名、生年月日などを範囲と

### 高まる Pマーク取得機運

したが、この10年の情報技術の発達といった社会状況の変化で見直しを余儀なくされた。

改正法では個人情報の対象を「個人識別符号」と規定。旅券、運転免許証、年金・保険証番号やマイナンバーとした。指紋や顔認証データ、DNA配列も含める。人種や信条など「要配慮個人情報」は本人同意なしの取得・提供は原則禁止する。

影響が大きいのが「小規模取扱事業者の適応除外の廃止」。従来、5000件以下の個人情報報しか取り扱っていない小規模事業者は適応を除外されていた

が廃止される。

そこで、第三者認定としてJIS規格の審査に則ったプライバシーマーク（Pマーク）を取得して内外に意識を示す動きが中小個人事業主の間で広がりつつあるのだ。ガイドラインなどを参考に社内環境を整えて審査に臨む必要がある。Pマークの取得を支援するコピーエフ（東京・千代田）の

仲手川啓代表は「1件でも個人情報報を扱う事業者が法の下に入る。多くは専任担当者もつけられずコンサルティング会社などが多く入ることが多い。取得後のサポート体制などにはバラつきもあり注意が必要」と

話す。

日本政策金融公庫などセミナーを共催するライトアップ（東京・渋谷）の加藤洋樹氏は「経営課題を解決するための厚生労働省の助成金も活用できる」とアドバイスする。ただ、申請時トラブルも少なくなく専門家への相談を勧めている。

一方、ポイントカードやICカードの普及で、データを大量に集めて分析すればビジネスチャンスにもつながる。このビッグデータについては、個人特定不可能に加工して復元できない情報を「匿名加工情報」として届け出れば企業などが利用できる。この際は本人の同意が必要ない。

だが、ニーズも多様でルールづくりが難しいことから、ひな型を示して業界団体の自主ルールに委ねる方針だ。施行後は個人情報保護委員会が監視・監督機関になる。